1 不法投きのゴミへの対策について

ただいまの 立木愛梨議員のご質問にお答え申し上げます。

不法投きのゴミへの対策についてでありますが、不法投棄は非常に 悪質な行為であり犯罪です。

不法投棄されたゴミは、捨てた人を探し出して処理させることが本 来ですので、捨てた人を探すために警察等にも連絡します。

しかしながら、不法投棄されたゴミに、住所や名前が書かれている 物は少なく、捨てた人を特定することは難しいのが現状です。

捨てた人が見つからない場合は、捨てられていた土地の管理者又は 所有者が片付けることとなっております。

また、不法投棄のゴミは片付けなければ、それを見た人が更にゴミを捨てていくという傾向もあり、そのため不法投棄が増えるという悪循環が生まれることが多く、これらについては早期の対応が必要であります。

このような状況を踏まえ、不法投棄のゴミへの対策については、未 然に防止することが重要であると考え、対策を行っております。

まず、日頃から環境課の関係車両には「廃棄物不法投棄監視パトロール」と表示し、これによる啓発を図ると共に、過去に不法投棄が行われた箇所等への定期的なパトロールを実施しております。

また、市民の皆さんで結成されている沼田市環境保健協議会と連携して、不法投棄禁止看板とポイ捨て防止看板を作成し、必要に応じて地域の区長さん、支部長さんなどに配布し、設置をお願いするとともに、各地域の委員さんに、不法投棄に関する情報の提供を依頼するなどして、防止・早期発見に努めております。

議員ご提案の林や森に柵やネットを張ることも一つの対策ではありますが、なかなか防げない状況にあります。また、ゴミ拾いの回数を増やすことにつきましては、現在、春と秋、年2回の市内一斉清掃や、町内会、育成会、議員が活動している白沢エコキッズクラブなどのボランティアの方が活動をしておりますので、これらの状況を見ながら検討してまいりたいと考えております。

不法投棄は法律で禁止された犯罪ですので、地域住民皆さんの協力 をいただきながら、不法投棄対策をしてまいりたいと考えております。

以上申し上げまして、立木愛梨議員のご質問に対する答弁とさせて いただきます。